

## ふくせん青森県ブロックで研修会開催！ ～福祉用具サービス計画書の概要と書き方を学ぶ～

去る2月13日（月）青森市で福祉用具サービス計画を学ぶ研修会を開催した。主催はふくせん青森県ブロック。本会では地域ブロックの組織化、ブロック活動の活性化を進めているが、その大きな一歩となる研修会となった。講師を務めたのは、本会理事で青森県出身の金沢善智氏（株式会社バリオン代表取締役／介護環境研究所代表）。平成24年4月1日から義務化される「福祉用具サービス計画書」（以下、計画書）について、その概要と書き方を地元の受講者に伝授した。

### 青森県でも意欲的に取り組みを



木村純ブロック長

「ふくせん設立から約4年半が経ちます。一般社団化し、これからより本格的な活動を行っていききたいところです」とは、ふくせん青森県ブロック長の木村純氏（東洋シルバーサービス株式会社代表取締役）。「青森県でも、

中央から講師やメーカーの方をお招きし、会員を中心に年に3～4回の研修会を開きたいと思っています」と意気込みを述べた。

急遽東京から駆けつけた本会の山本一志事務局長も、「お忙しい先生が来てくださり、貴重な時間を共有できるのは良いことです。有意義な時間を過ごしてください」と受講者を激励した。



山本一志事務局長

### 大切なのは「トレーニング」

「今日は、私が良いと思う計画書の書き方を皆様にお伝えします。自分が良いと思う部分をつまみ食いして、自分のスタイルを築いていってください」とは、金沢氏。1月25日に開催された厚生労働省・社会保障審議会介護給付費分科会で、4月1日から計画書の作成が指定基準として位置づけられることはほぼ確実となった。福祉用具専門相談員は、これまで“口頭で説明”していたことを、これからはまず“文章化”しなければならない。作成にかかる時間や、文章表現に不安を覚える福祉用具専門相談員もいるだろう。

「大切なのはトレーニングです。最初は時間がかかります。今日の研修はトレーニングの第一歩です。」（金沢氏）



金沢善智氏

### 計画書のメリットとは

はじめは作成に時間を要するかもしれないが、計画書があることで生じるメリットがある。金沢氏は、特に「注意事項」を文字化することの大切さを強調する。「これまで口頭のみで行ってきた注意事項を“文字化する”ことで、本人や家族のみならず、他のサービス提供者も“何度も確認できる”ようになり、事故防止につながります」。これまで福祉用具貸与事業者は、福祉用具を運んでくれる“業者”と思われていたところがあった。「計画書作成が義務付けられたということは、“プロ”、“在宅ケアの担い手”として認められたということです。良い計画書を作っていきましょう」（同氏）。



## 書き方のコツはここ

後半は演習を行った。事例をもとに、福祉用具を選定し、選定理由をワークシートに書いてみるというものだ。各自でワークシートの記入を行ったあと、グループで意見交換をした。書き方についての金沢氏のアドバイスは以下のとおりだ。

### ●文章は丁寧に。「です」、「ます」で終わります。

「である」で終わるときつい口調に感じる人もいる。丁寧な言葉を心がけるようにとのことだ。

### ●専門用語は使わないようにしましょう。

あくまで計画書を読むのは利用者・家族だ。「2Mベッド」、「端座位」等、多くの利用者・家族は理解できない。

### ●文章は長くならないようにしましょう。

読みやすい文章を心がけることが大切だ。

基本的なことに思えるが、書いてみると案外難しかったり気がつかなくなったりする。せっかく書いても読んでもらえない計画書では意味がない。

金沢氏は、「トレーニングあるのみ！ストレスをためると病気になってしまうので、『計画書を作ることがプロとして当たり前のことだ！』と自分に“言い聞かせる”のも大切なコツです」と、金沢流のメッセージで楽しく研修会を終えた。



写真) 演習の様子

受講者の声を聞くと、「青森県では、やはり中央の情報が行き届いていない面がある」そうだ。福祉用具専門相談員を知らないケアマネジャーや、福祉用具サービス計画を自分で書かなければならないと思っているケアマネジャー、福祉用具サービス計画を知らない福祉用具専門相談員も多くいるという。情報の提供や、ブロック活動の活性化等、力を入れるべき課題が見えた。

## 受講者へインタビュー

■計画書義務化がこまめにモニタリングに行くきっかけにもなるだろう。エアマット等は使い方を間違えている方も多いので、いい機会にある。

■事務担当の代表で受講した。事務仲間にレクチャーしていく。